

昇降機保守点検業務委託契約書（案）

- 1 業務の名称 昇降機保守点検業務委託
2 業務の内容 別紙仕様書のとおり
3 契約の金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
4 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 福島県を甲とし、受託者 を乙として、次の条項に定めるところにより、委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を実施するものとする。
2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は、甲の指示に従い、誠意を持って業務を行うこと。

（善管注意義務）

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって受託業務の遂行にあたらなければならない。特に、従業員の行為、身元、風紀、規律、衛生等に関して一切の責任を負うとともに、甲が不適切と認める従業員を業務に従事させてはならない。

（誠実履行の原則）

- 第3条 乙が業務を履行するに際し、甲の指示に従うことは勿論、甲も乙と協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（履行の確認）

- 第4条 乙は、別紙仕様書に基づき、業務内容について報告し、甲の確認を受けなければならない。
2 前項の確認の結果、乙の業務内容が著しく適性を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を指示するものとする。
3 前項の補正に要する経費は乙の負担とし、当該補正に係る確認については、第1項の規定を準用する。

（委託料の請求及び支払い）

- 第5条 乙は毎月10日までに前月分の委託業務に係る定期検査結果報告書を添付し、適切な請求書により委託料の支払いを甲に請求する。
2 甲は、前項の規定による支払請求書を受理した日から30日以内に委託料

を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第6条 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期日までに委託業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長するときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。
- 3 第1項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるときは、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責に帰すべき事由により、前条第1項第2号の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるときは、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いの請求をすることができる。
- 5 第1項及び前項に規定する遅延利息の額の計算につき第3項及び前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(乙の損害賠償)

第7条 業務に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲及び甲の財物等又は甲の職員に損害（第三者に与えた損害も含む。）を与えたときは、発生した損害は乙が賠償するものとする。ただし、天変地異、不可抗力その他乙の責めに帰すことのできない事由により生じた損害はこの限りでない。

(権利譲渡の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利・義務を第三者に譲渡したは担保に供してはならない。

(契約の変更)

第9条 甲は必要があるときは、委託業務内容を変更し、又は一部を中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙間で協議し、これを定めるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。

- (2) 乙またはその代理人若しくは担当職員等に不正の行為があったとき。
- (3) 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (5) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰

すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(談合による損害賠償)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第10条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定または同条198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙間で協議し、定めるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第15条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島県南相馬市鹿島区寺内字鷺内79
福島県
福島県立相馬支援学校長

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡さ

れた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」

という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し
取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人
情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引
き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に
指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は
廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄し
なければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個
人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を
甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違
反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに
甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要
な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従う
ものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は
乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監
督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合には
これに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため
に必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委
託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規
定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託
してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、
この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵
守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせ
る場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する
事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）
の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、
その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償し
なければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合に
は、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であ
ると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができ
る。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。